

ビルマでまた、良心の囚人が釈放されました！



ソーチョーチョーミンさん

ビルマ（ミャンマー）で11月19日、人権活動家のウーミンエーさんとソーチョーチョーミンさんが釈放されました。2人はアムネスティが良心の囚人と認定している政治囚です。同じ日に、50人を超える政治囚も釈放されています。これにより過去1年半の間にビルマでは、17人の良心の囚人が恩赦によって釈放されたこととなります。

ウーミンエーさんは2008年の平和的な活動のために終身刑を言い渡されました。また弁護士のソーチョーチョーミンさんは今年8月に法廷侮辱罪で懲役刑を受けていました。ソーチョーチョーミンさんは、いまだ弁護士免許も取り消されたままであり、引き続き皆さんの支援が必要です。

この2人が釈放された結果、ビルマにおける良心の囚人は、イスラム教コミュニティの指導者であるトゥンアンさん1人となりました。トゥンアンさんは最近、懲役12年を言い渡されています。まだ詳細は分かっていませんが、トゥンアンさんは裁判で弁護士をつけることが認められなかっただけでなく、シットウエー刑務所に拘束されている現在、著しく体調を崩していると言われていています。人権活動家やアムネスティの各支部では、彼の釈放に向けてはがきを送るアクションを呼びかけています。

アムネスティなどの人権活動団体は、これ以上良心の囚人を増やさないために、市民グループによる監視制度を、国連による支援のもとに構築するようビルマ政府に働きかけています。アムネスティは、公正な裁判を受けずに囚われている人びとが国際基準に沿った裁判を受けるか、釈放されるよう、呼びかけています。

ご支援・ご協力をくださった皆様、ありがとうございます。引き続き、アクションへの参加をお願いします。

モンタネさんのために、皆さんの力が必要です！

米国の女性、ジャクリーヌ・モンタネさんは1993年、ギャングの抗争中に2人を殺したとして有罪判決を受けました。モンタネさんは、裁判当時は17歳、罪を犯した時はわずか15歳であったにもかかわらず仮出所なしの終身刑を受けています。これは明らかに国際法に違反しています。モンタネさんは未成年でしたが少年裁判所での裁判が受けられず、成人を対象とする司法制度の下で裁かれました。彼女はすでに人生の半分以上を刑務所で過ごしています。



この事件は今年8月にアムネスティの「長期間危機的状況にある個人」のカテゴリーにも入れられ、活動が展開されてきました。英国支部がこの事件を取り上げたところ、早速州知事から返信がありました。アムネスティの活動の影響力を肌で感じる事ができました。

そこで私たちは当面、集中的にモンタネさんのために活動し、減刑など状況を良い方向へ進展させたいと考えています。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

メキシコで人権活動家2人が釈放されました！

メキシコで11月28日、ホセ・ラモン・アニセト・ゴメスさんとパスカル・アグスティーン・クルスさんが釈放されました。先住民族である2人は人権活動家で、先住民族が水源を利用する権利を守るために活動していました。しかし、その活動のために懲役6年の刑を科せられ、すでに獄中で3年を過ごしていました。

メキシコにはまだ、彼らのように不当に捕らえられ、投獄されている先住民族の人びとがいるとアムネスティは考えています。彼ら一人ひとりが、文化的背景を理解した弁護士や通訳者を利用できるようになり、推定無罪の権利が認められるまで、アムネスティは活動を続けます。

緊急行動 ～ 11月までの進捗 ～

〔バーレーン〕

バーレーン人権センター副代表代理で人権活動家のサヤド・ヨウシフ・アルムハフダーさんが11月16日、釈放されました。

彼は11月2日、首都マナマのディラズ村で「違法に集会を開き、許可なくデモ行進した」として逮捕されましたが、釈放された際に起訴も取り下げられています。アルムハフダーさんは、今年の8月から10月にかけて自宅近くの検問所を通過した際にもたびたび拘束されており、その度に拷問を受けていました。この度重なる拘束に対して訴えを起こしていますが、捜査は行われていません。

アルムハフダーさんは「私が釈放されたのは、間違いなく皆さんの支援のお陰です。ありがとうございます」と話しています。

〔赤道ギニア〕

弁護士であり人権活動家であるファビアン・ンスエ・ングエマさんが10月30日、釈放されました。

ングエマさんは、刑務所に収容されていた依頼人と面会するためにブラックビーチ刑務所を訪れたところをいきなり拘束され、独房に入れられてしまいました。その3日後には首都マラボの中央警察署に移されましたが、本人にも家族にも拘束に関する説明はまったくありませんでした。しかし10月22日以降には、赤道ギニア政府に対してアムネスティをはじめとした団体による国際的な圧力がかけられ、それがきっかけとなり釈放されました。

アムネスティは、ングエマさんの逮捕と拘束は違法なものだと考えます。彼は罪状もなく拘束され、国内法上の最長勾留期間である72時間をはるかに超える期間、拘束されていました。ブラックビーチ刑務所に入れられている間、ングエマさんの依頼人は、彼の容疑が「国家転覆罪」であるとほめかされましたが、それ以上の詳しい説明は何もありませんでした。

〔サウジアラビア〕

「路上強盗」の罪により右手・左足「交差切断」の判決を受けた6人の男性が9月、国王の恩赦によって20年の禁錮刑に減刑されることになりました。しかし、彼らは関連する他の罪でさらに2年の禁錮刑を受けることになると言われています。

6人は全員がベドウィン族であり年齢は22から30歳です。彼らは2010年10月、首都リヤドで「路上強盗」の罪で逮捕されました。彼らの話によれば、全員が殴られたり脅されたりして自白を強要させられたとのこと。

家族の1人はアムネスティに対し「6人のために行動を起こし、アピールを送ってくれたことに感謝します」とメッセージを送ってくれました。

〔シリア〕

小売店店主のムハンマド・ヤシン・アルハムウイさんが9月17日、無罪判決を受け釈放されました。アルハムウイさんは拘禁中、電気ケーブルで殴られたり、煙草を胸に押し付けられたり、あご髭を燃やされるといった拷問を受けていたとのこと。

一方、アルハムウイさんの知人のアブドゥ・アルアクラム・アルサッカさんは2011年7月15日、軍事裁判所の廊下で逮捕された後、家族とも連絡がとれず、拘禁場所もわからないままです。

この拘束に関して、シリア当局は何の情報も提供していません。引き続きアピール送付のご協力をお願いいたします。

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778
E-mail:uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本